

雇用調整助成金・テレワーク導入に係る個別相談会の実施

【無料・予約制】（5月実施分）

1 相談内容

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談**
- (2) **テレワークの導入に関する相談** (厚生労働省の助成金制度「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」の申請手続きに関する相談を含みます)

※経営相談には応じられません

※当該個別相談会にて、各助成金の申請はできません。各助成金の制度説明や、申請に当たり、様式への記載方法等に関する相談の場となります。

2 実施日時（要事前予約）

実施日：(1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談**

5月19日(火曜)、5月20日(水曜)、5月21日(木曜)、
5月22日(金曜)の4日間

(2) **テレワークの導入に関する相談**

5月19日(火曜)の1日間

時間帯：(各日) 相談時間：1企業あたり50分以内(1、2共通)

ア 午前10時00分～ イ 午前11時00分～ ウ 午後1時00分～
エ 午後2時00分～ オ 午後3時00分～

3 申込み方法

- ・ 個別相談会は、予約制で先着順となります。
- ・ 各日、各時間帯の定員は、厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談は3名、テレワークの導入に関する相談は1名です。(1企業1回のみ)
- ・ 各日、各時間帯とも定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。
- ・ 予約受付開始日時以降、実施日前日までに、電話でお申込みください。(メールやFAX、電子申請では受け付けておりません)

【予約受付開始日時】

令和2年5月13日(水) 午前10時から

(平日10時00分～12時00分、13時00分～17時15分)

【申込先(電話番号)】

神奈川県 雇用労政課 労政グループ 電話：(045)210-5746（直通）

※申込み受付時に、次の8項目を電話で確認させていただきます。

- (1) 相談内容（「雇用調整助成金」又は「テレワークの導入」）
なお、「雇用調整助成金」の場合、「制度」「申請手続き」「その両方」についても
「テレワークの導入」の場合、「導入全般」「助成金」「その両方」についても
- (2) 希望日時 (3) 事業所名 (4) 事業所所在地 (5) 業種
- (6) 御担当者氏名 (7) 御担当者電話番号 (8) 御担当者メールアドレス

4 実施方法

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談**

電話のみによる相談となります。ご予約いただいた相談時間になりましたら、相談員よりご予約時にいただいた電話番号宛てにご連絡いたします。

- (2) **テレワークの導入に関する相談**

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、zoom (<https://zoom.us/>) によるウェブ会議で実施いたします。zoom の利用にはインターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末をご用意していただきます。(本システムが使用できない場合、電話による相談となります)

zoom によるウェブ会議の使用方法は、予約確定後、メールにてご案内します。

5 事前の資料確認について

相談時間が限られておりますので、御参加にあたっては、次の書類を事前に印刷され、御一読いただくことをお勧めします。

- (1) **厚生労働省の助成金制度「雇用調整助成金(緊急対応期間)」の制度説明や申請手続きに関する相談を希望される方**

厚生労働省「雇用調整助成金」ホームページ*

※随時更新の可能性があるので、資料の掲載ページをご案内いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

上記ページに掲載資料のうち、次の資料

- ・「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）」
- ・「雇用調整助成金の様式ダウンロード（新型コロナウイルス感染症対策特例措置用）」
- ・「雇用調整助成金支給要領」 ・「緊急雇用安定助成金支給要領」

- (2) **テレワークの導入に関する相談を希望される方**

【テレワーク導入全般についての相談をご希望される場合】

「中小企業のためのテレワーク導入ガイド」

<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/23455/donyuguide.pdf>

【働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の申請に係るご相談をご希望される場合】

記載案も作成いただき、当日ご用意いただくと、より具体的な内容をご相談いただけ

ます。

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」ホームページ※

※随時更新の可能性があるので、資料の掲載ページをご案内いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

上記ページに掲載資料のうち、次の資料

- ・「リーフレット」
- ・「交付要綱」
- ・「申請マニュアル」
- ・「支給要領」

以上